

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和7年6月4日（水）  
午後13時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

# 議 事

- 第 1 議案 第 15 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定により許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 17 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 18 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和7年6月4日(水)

2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 12名

職務代理(議長) 10番 大崎 章博

委員 1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝

3番 中山 彦信 4番 上樂 晃

5番 稗苗 史絵 6番 小坂 義則

8番 佐々木 隆 9番 住田 賀津彦

11番 高橋 順子 13番 谷越 彦茂

14番 石坂 誠一

5. 総会を欠席した農業委員の数 2名

7番 宮坂 博一 12番 北田 直喜

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 2名

片貝地区 山本 行雄 加積地区 西田 八郎

7. 議事録署名委員

6番 小坂 義則 8番 佐々木 隆

8. 総会に出席した職員

事務局長 舘 和生 係長 藤井 勝利

主査 本田 陽一 主事 山根 悠平

主事 清水 雅之

---

【開 会：午後13時30分】

議 長： それではただ今から令和7年度6月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中12名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、6番小坂委員、8番佐々木委員にお願いいたします。

議案第15号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第15号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は2件2筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が1703.00 m<sup>2</sup>です。

**【議案第15号 議案書をもとに朗読】**

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

6番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

議長： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第15号は決定いたします。

議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定

についてご説明します。

6 ページ目をご覧ください。今月の申請は3件ございます。地区別の内訳は表のとおりです。面積が657.99㎡です。

**【議案第15号 議案書をもとに朗読】**

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

事務局： 下野方地区、担当確認委員の北田会長より、意見伺っております。2件とも申請のとおりであり許可妥当と考える、とのことです。

6 番： 事務局の説明にあったとおりです。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見ありましたらご発言願います。

14番： この水路は個人の水路なのでしょうか。

6 番： 奥の田んぼへの取水のため、地区の了承を得て、分筆し水路を引かれた。

議 長： この他に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第15号は意見決定いたします。

議案第16号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第16号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は農用地利用集積等促進計画が全14件、57筆、62,305 m<sup>2</sup>になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第16号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・非農地通知について（令和7年5月決定分）  
・最適化活動の点検・評価について  
・「富山めぐりマッチボックス」の令和7年度事業本格化のお知らせと説明会のご案内について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後14時30分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第15号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 清水 雅之
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適 格法人以外の 法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時 従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人と譲受人の農地を区切る石垣の老朽化により、泥や土砂が農地に入り込んでしまい曖昧となった境界を是正するために所有権を移転するものである。隣接農地を譲受人が耕作しており、所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、5月21日、事務局山根、清水が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第15号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 清水 雅之
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適 格法人以外の 法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時 従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人が遠方に居住しており農地の管理ができないため、従兄弟であり家族で農家を経営されている譲受人に農地の管理を任せるため、所有権を移転するものである。従前から譲受人が申請地を耕作しており、所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、5月21日、事務局山根、清水が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第16号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 山根 悠平
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、住宅用地等の連たんしている土地に近接し、10ha未満（4ha）の農地の集団規模にある区域内にある市街地化傾向の区域にあるため、第2種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は、現在居住している住居の老朽化が進んでいるうえ、子供の成長に伴い、生活空間が手狭となっていることから一戸建て住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、ローン申込手続案内を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	土砂流出のおそれがある際はコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害が及ばぬよう十分配慮されます。 生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水については既存水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第16号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 山根 悠平
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、インターチェンジ出入口から300m以内にあり、公共施設整備済区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は子供の出生、譲受人両親の育児への協力、同両親の老後の扶助を総合的に勘案し、現在のアパートを引っ越し、一戸建て住宅を建築する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありなが住宅用地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。必要な資金については自己資金及び贈与にてまかなう計画で通帳の写し及び贈与に関する証明書を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	申請地北、西、東側については既存の擁壁を利用し、南側隣地との境界はブロック等を利用し明確にする。 生活排水は前面道路の既存下水道に流し、雨水については一部自然浸透、一部既設水路へ排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第16号 受付番号3番  
(賃借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 山根 悠平
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、住宅用地等の連たんしている土地に近接し、10ha未滿（6ha）の農地の集団規模にある区域内にある市街地化傾向の区域にあるため、第2種農地と判断しました。転用許可基準は農業用施設です。	
転用目的	申請地はこれまで付近の農地への取水経路となっており、借受人は申請地を流れる水を野菜の自家栽培へ使用していた。しかし、これまで取水していた農地が転用申請され、宅地化されることにより申請地の取水能力が不要となりましたが、譲受人はこれまでどおり申請地からの取水をする計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら水路として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済であるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に施工済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は水路として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、水路が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	農地への取水経路として利用し、周辺農用地には被害がないよう水路清掃などに努める。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		